

ニセコ町地域防災計画



(原子力災害避難計画)

令和6年（2024年）6月 改定

ニセコ町防災会議

目 次

第1章 総則.....	1
第1節 計画の位置づけ.....	1
第2節 計画の性格.....	1
第2章 避難計画の基本的事項.....	1
第1節 避難等の目的及び基本的な考え方.....	1
1 避難等の目的.....	1
2 防護措置等の基本的な考え方.....	1
第2節 緊急事態区分及び判断基準.....	2
第3節 緊急事態における防護措置等.....	2
1 泊発電所の緊急事態区分に応じた防護措置等.....	2
2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置等.....	5
第4節 防護措置決定の流れ.....	7
第5節 防護対策区域の状況.....	7
第6節 防護措置の事前準備.....	10
第3章 緊急事態における配備体制.....	11
第1節 事故発生通報の流れ.....	11
1 緊急時（情報収集事態発生以降）における通報連絡体制.....	11
2 通報連絡手段.....	12
第2節 各事態における配備体制及び応急活動の内容.....	12
第4章 広報及び指示伝達.....	14
第1節 伝達手段.....	14
第2節 伝達経路.....	14
第3節 伝達内容.....	14
第5章 屋内退避.....	15
第1節 屋内退避の指示基準.....	15
第2節 屋内退避の指示等.....	15
1 屋内退避の指示等.....	15

2	屋内退避に関する住民等への指示事項.....	15
第3節	屋内退避施設の開設、退避誘導等.....	16
1	屋内退避施設の開設、退避誘導.....	16
2	屋内退避施設への退避に関する住民等への指示事項.....	17
3	屋内退避誘導責任者のとるべき措置.....	17
4	施設管理責任者のとるべき措置.....	17
5	住民等の留意事項.....	17
6	屋内退避の解除がなされたときの措置.....	19
第6章	避難等.....	20
第1節	避難等の指示基準.....	20
第2節	避難先等.....	20
1	避難等の準備.....	20
2	避難等の指示.....	20
3	避難等先、避難経路等.....	20
4	避難等の方法.....	22
5	避難等に関する住民等への指示事項.....	23
6	避難誘導責任者のとるべき措置.....	23
7	避難所責任者のとるべき措置.....	24
8	住民等の留意事項.....	24
9	避難等の解除がなされたときの措置.....	24
第3節	要配慮者及び生徒等への対応.....	25
1	学校や幼児センターの生徒等.....	25
2	診療所の入院患者、社会福祉施設の入所者.....	25
3	在宅介護高齢者、障がい者.....	25
4	外国人.....	25
5	早期避難が困難な要配慮者の屋内退避.....	25
第4節	一時滞在者への対応.....	26
第7章	感染症対策.....	27
第8章	安定ヨウ素剤の服用.....	27
第9章	飲食物の摂取制限.....	27
第10章	救急医療体制.....	27

第 11 章 地域特性の考慮.....	28
資料編.....	29
別添 1 「緊急事態区分を判断する E A L の枠組みについて」.....	29
別添 2 「O I L と防護対策について」.....	33
資料 1 関係法令.....	34
資料 2 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の抜粋.....	34
資料 3 用語の説明.....	36

第1章 総則

第1節 計画の位置づけ

この計画は、ニセコ町地域防災計画（原子力防災計画編）（以下「計画本編」という。）第2章 第3節に定める「避難計画」であって、住民及び一時滞在者（以下「住民等」という。）の防護対策を実施するにあたり、必要な事項を定める。

なお、この計画は、国の原子力災害対策指針等の見直しが行われた場合には、必要に応じて計画本編とともに見直しを行う。

第2節 計画の性格

原子力災害は、放射線による被ばくが通常五感には感じられないことや被ばくの程度が自ら判断できないこと、災害に対処するためには放射線等に関する知識を必要とすることなどの特殊性を有していることから、原子力災害発生時における住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るため、住民等への防護措置に関して、必要な事項を定める。

なお、情報連絡、住民等の屋内退避や避難、被災者生活に対する支援等の実施については、一般的な防災対策との共通性又は類似性に基づく対応を図りつつ、原子力災害対策の特殊性を考慮した計画とする。

第2章 避難計画の基本的事項

第1節 避難等の目的及び基本的な考え方

1 避難等の目的

原子力災害が発生した場合、住民等が受ける可能性がある放射線被ばくからの保護、又はそれをできるだけ低減するため、必要に応じ避難等の防護対策を講ずる。

2 防護措置等の基本的な考え方

原子力災害に伴う放射線被ばくの形態には、外部被ばくと内部被ばくがある。外部被ばくに関しては、大気中を移動し、地上に降下した放射性物質により被ばくすることから、線源からできるだけ距離を隔て、放射線を遮へい、放射線を浴びる時間を短くすることを原則とする。

また、内部被ばくに関しては、大気中に浮遊している放射性物質を含む空気を吸ったり、接触したりすることにより、また、食物、ミルク、飲料水等の摂取を通して体内に入ることにより被ばくすることから、体内に取り込まないように必要な防護対策を講ずることを基本とする。

第2節 緊急事態区分及び判断基準

緊急事態区分及び泊発電所の状態に基づく緊急事態区分を判断するEAL（Emergency Action Level：緊急時活動レベル）の枠組みについては、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針等によるものとし、その詳細については、別添1のとおりである

なお、事態の進展によっては、全面緊急事態〔原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第15条の原子力緊急事態〕に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意するものとする。

第3節 緊急事態における防護措置等

1 泊発電所の緊急事態区分に応じた防護措置等

泊発電所の緊急事態区分に応じた町の防護措置等については、次のとおりとする。

図表2-3-1 緊急事態区分に応じた防護措置等

緊急事態区分	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
情報収集事態	<ul style="list-style-type: none"> 要員参集（第1非常配備） 	<ul style="list-style-type: none"> 町の関係する防災関係機関への連絡 	—	—
〔EAL（AL）〕 警戒事態	<ul style="list-style-type: none"> 要員参集（第2非常配備） 情報収集、連絡体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等情報に係る広報 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングの実施（道） 	—
〔EAL（SE）〕 施設敷地緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> 要員参集（第3非常配備） 緊急事態応急対策実施体制の構築 国、道等との連携（オフサイトセンターへの職員派遣等） 	<ul style="list-style-type: none"> 住民等への情報伝達 今後の情報について住民等への注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングの実施 	【屋内退避】 <ul style="list-style-type: none"> 屋内退避準備
〔EAL（GE）〕 全面緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> 要員参集（第3非常配備） 国及び道への応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> 住民等への情報伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングの実施 	【屋内退避】 <ul style="list-style-type: none"> 屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 <ul style="list-style-type: none"> 安定ヨウ素剤の服用準備（配付等） 【OILに基づく防護措置への対応】 <ul style="list-style-type: none"> 避難、一時移転、避難退城時検査及び簡易除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染場所の確保等）

図表 2-3-2 体制区別の職員配置

◇第1 非常配備

担当課	配備職員等
総務課	課長、防災専門官、総務課職員、広報担当者

◇第2 非常配備（原子力災害警戒本部及び主な所掌事務）

班名・班長	担当課等	災害業務
警戒本部 (町長)	特別職 防災専門官 各班長、各課長 羊蹄山ろく消防組合ニセコ支署長	1. 各班の指揮・統括 2. 原子災害の対策の方針決定
本部班 (防災専門官)	総務課 (防災担当)	1. 本部長及び副本部長の補佐 2. 国、道及び泊発電所等との連絡調整 3. 防災関係機関への連絡及び協力要請 4. 緊急モニタリング情報の収集
総務班 (総務課長)	総務課 出納室 議会事務局	1. 気象情報の収集 2. 事故情報の収集、分析、管理 3. 災害警戒本部の運営 4. 庁内各課等との連絡調整 5. 関係町村及び周辺市町村との連絡調整 6. 通信連絡設備の管理統制
情報・広報班 (企画環境課長)	企画環境課 町民生活課 税務課	1. 事故情報の広報 2. 住民等からの問い合わせ対応 3. 報道機関との相互協力 4. 被害記録の作成
モニタリング班 (国営農地再編推進室長)	緊急時モニタリング要員 及び予備要員	1. 空間放射線量の測定及び報告 2. 緊急時モニタリングへの職員の派遣 3. 環境試料の採取・調査
民生班 (1班：保健福祉課長) (2班：町民生活課長)	保健福祉課 地域包括支援センター 町民生活課	1. 災害対用資機材等の準備・調達・配備 2. 防護対策等の体制準備 3. 原子力災害医療・救護事業の体制準備
都市建設班 (都市建設課長)	都市建設課	1. 避難経路等の現状把握 2. 冬季間の避難経路維持（除雪体制） 3. 防災関係機関に対する協力要請 4. 防護対策等の体制準備
上下水道課 (上下水道課長)	上下水道課	1. 飲料水の摂取制限の調査検討 2. 防護対策等の体制準備
農政班 (農政課長)	農政課 国営農地再編推進室 農業委員会事務局	1. 防護対策等の体制準備
商工観光班 (商工観光課長)	商工観光課	1. 商工関係機関との連絡調整 2. 防護対策等の体制準備
教育班 (1班：学校教育課長) (2班：町民学習課長) (3班：こども未来課)	学校教育課 町民学習課 学校給食センター 幼児センター 地域子育て支援センター	1. 学校教育施設との連絡調整 2. 園児、児童生徒への対応、体制準備 3. 屋内退避施設の開設準備

◇第3 非常配備（原子力災害対策本部及び主な所掌事務）

班名・班長	担当課等	災害業務
警戒本部 (町長)	特別職 防災専門官 各班長 羊蹄山ろく消防組合ニセコ支署長	1. 各班の指揮・統括 2. 原子災害の対策の方針決定
本部班 (防災専門官)	総務課 (防災担当)	1. 本部長・副本部長の補佐 2. 国、道及び泊発電所等との連絡調整 3. 緊急モニタリング情報の収集 4. 防災関係機関への連絡及び協力要請 5. オフサイトセンターへの職員派遣 6. 避難用バスの手配・配備
総務班 (総務課長)	総務課 出納室 議会事務局	1. 気象情報の収集 2. 事故情報の収集、分析、管理 3. テレビ電話会議システムの運用 4. 災害警戒本部の運営 5. 庁内各課等との連絡調整 6. 関係町村及び周辺市町村との連絡調整 7. 通信連絡設備の管理統制 8. 災害対策に必要な経費の予算経理 9. 災害対策用物品の出納 10. 義援金の受入れ
情報・広報班 (企画環境課長)	企画環境課 町民生活課 税務課	1. 事故情報の広報 2. 住民等からの問い合わせ対応 3. 報道機関との相互協力 4. 被害記録の作成 5. 物価の監視 6. 被災地住民の登録 7. バスの集合場所の設置、管理 8. 避難用バスの乗車者確認の準備
モニタリング班 (国営農地再編推進室長)	緊急時モニタリング要員 及び予備要員	1. 空間放射線量の測定及び報告 2. 道の緊急時モニタリングへの職員の派遣 3. 環境試料の採取・調査 4. 被害状況の調査
民生班 (1班：保健福祉課長) (2班：町民生活課長)	保健福祉課 地域包括支援センター 町民生活課	1. 災害対用資機材等の準備・調達・配備 2. 防護対策等の体制準備 3. 屋内退避施設の開設支援、屋内退避者の収容支援 4. 食品の調達・給与、炊出し支援 5. 生活必需品物資の調達・給与 6. ボランティアの受入れ 7. 原子力災害医療・救護事業の体制整備 8. 安定ヨウ素剤の配布・服用指示 9. 住民等の健康調査の実施 10. 心身の健康体制の整備 11. 原子力災害医療への協力
都市建設班 (都市建設課長)	都市建設課	1. 避難経路等の現状把握 2. 冬季間の避難経路維持（除雪体制） 3. 防災関係機関に対する協力要請
上下水道課 (上下水道課長)	上下水道課	1. 汚染飲料水の規制 2. 給水対策
農政班 (農政課長)	農政課 国営農地再編推進室 農業委員会事務局	1. 農林畜産業者からの問い合わせ対応 2. 農林畜産物の摂取・出荷規則の調査検討 3. 汚染農林畜産物の摂取・出荷規則 4. 農林畜産物の流通対策

商工観光班 (商工観光課長)	商工観光課	1. 商工関係機関との連絡調整 2. 被害状況の調査
教育班 (1班：学校教育課長) (2班：町民学習課長) (3班：こども未来課長)	学校教育課 町民学習課 学校給食センター 幼児センター 地域子育て支援センター	1. 学校教育施設との連絡調整 2. 園児、児童生徒の防護対策 3. 学校教育施設の提供 4. 屋内退避施設の開設 5. 屋内退避者の受入れ

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置等

放射線量率等に基づく防護措置等については、次のとおりとする。

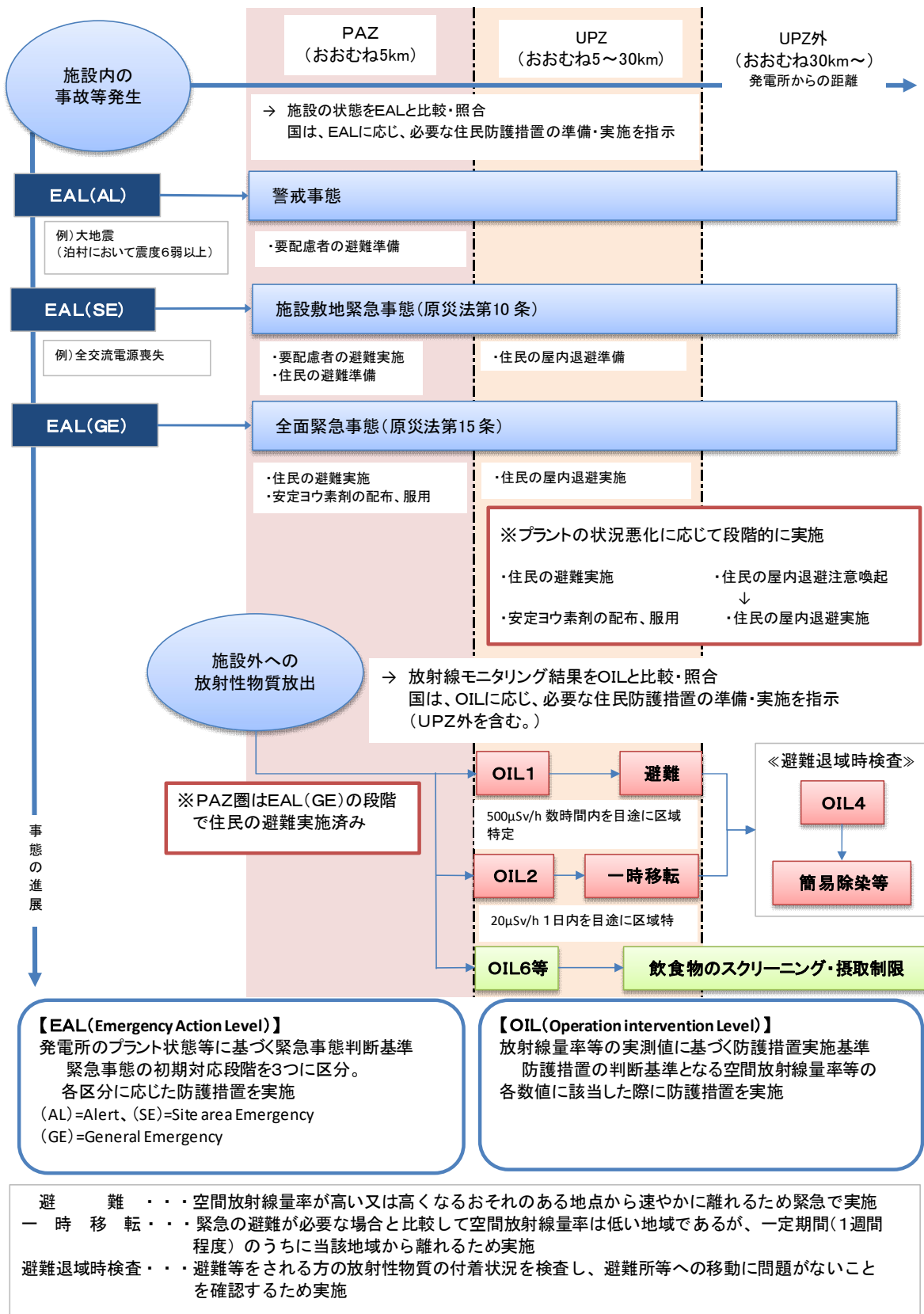
放射性物質による汚染状況の把握のため道が行う緊急時モニタリングから得られた全ての値を常時収集する。

なお、運用上の介入レベル（O I L：Operational Intervention Level）と防護措置については、別添2のとおりである。

図表 2-3-3 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置等

基準の種類		情報提供	モニタリング	防護措置
緊急防護措置	O I L 1	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施
	O I L 4	・住民等への情報伝達	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の実施
早期防護措置	O I L 2	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【一時移転】 ・一時移転の実施
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質濃度測定
	O I L 6	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定の実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施

図表 2-3-4 緊急時における防護措置の概要



資料：北海道防災会議「北海道地域防災計画（原子力防災計画資料編）」

第4節 防護措置決定の流れ

住民等への防護措置については、原子力災害対策指針で定める緊急事態区分を判断するEALの枠組み及びOILの判断基準や防護措置の考え方を踏まえ、国や道の要請・指示又は独自の判断により、前節の区分に応じ、ニセコ町原子力災害警戒本部長又はニセコ町災害対策本部長（以下「本部長」という。）が決定する。

本部長は、国又は道から、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示の連絡があったときは、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図りながら、防護対策を迅速かつ的確に実施する。

なお、放射性物質が放出された後は、国は、緊急時モニタリングの結果に応じたOILに基づいて行う避難又は一時移転（以下「避難等」という。）の防護措置の実施について、指示、助言等を行うこととしており、この指示等を行うにあたり道及びUPZ内の該当町村に対して事前に指示案を伝達し、意見を求めることとしている。

指示案を伝達された場合、本部長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べることとする。

また、具体的な避難等の方法については、道と調整の上、原子力災害又は自然災害も含めた複合災害の状況を勘案して決定する。特に冬期間において避難等を決定する際には、本町の集落形態が広域分散型であり、少子高齢化が進む集落の現状を踏まえ、次の点に配慮する。

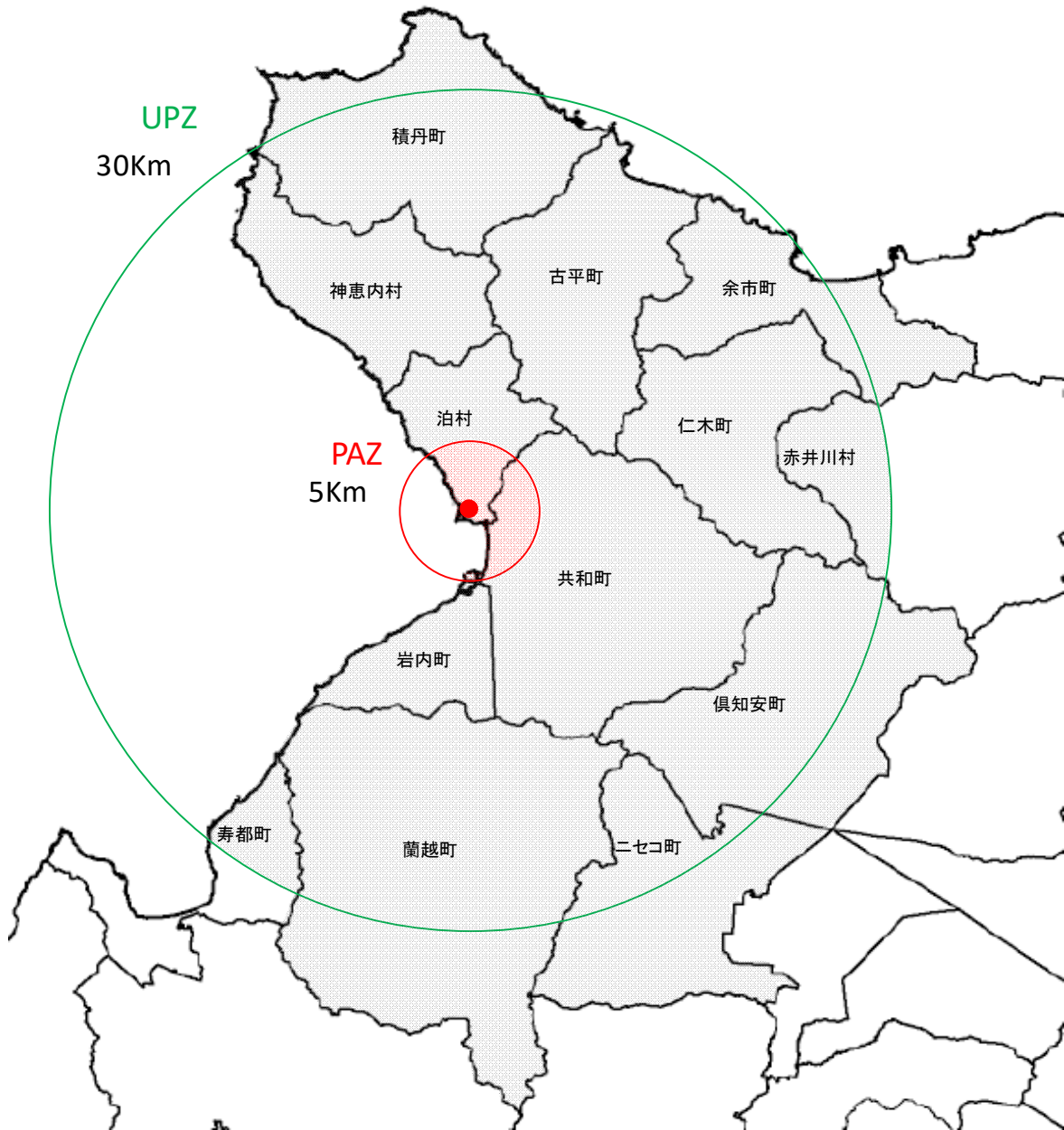
- 屋内退避施設への退避及びバス集合場所への集合を円滑に実施するために必要な除雪
- 屋内退避施設の暖房

第5節 防護対策区域の状況

泊発電所の原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の状況については、図表2-5-1、図表2-5-2で示すとおりである。

なお、本町は全域を、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域とする。

図表2-5-1 泊発電所周辺地域図（UPZ内）



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平29情使、第30号)

資料：北海道防災会議「北海道地域防災計画（原子力防災計画資料編）」

図表 2-5-2 泊発電所周辺の人口構成とその分布状況（ニセコ町）

令和 5 年 4 月 1 日現在

町村名	OIL地点名	避難区域名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		要配慮者の状況						集合場所名	地区に所在する病院、社会福祉施設 (入所者の有る施設のみ)
					男 (人)	女 (人)	0～5歳 (人)	6～18歳 (人)	妊婦 授乳婦 (人)	外国人 (人)	避難行動 要支援者 (人)			
ニセコ町	SSE-25 (曾我第2地区浄水場)	アンスブリ地区	113	187	100	87	6	14	0	41	5	いこいの湯宿いろは		
	SSE-27L (ニセコヘリポート)	曾我地区 (西山、滝台)	36	96	47	49	6	9	1	5	7	曾我活性化センター		
		曾我地区(東山、東山P村、北栄、東山の丘、メツツア)	404	617	360	257	16	81	2	265	11	ザ・グリーンリーフ、ニセコビレッジ		
	SSE-27M (ニセコ地域コミュニティセンター)	ニセコ地区	89	176	93	83	9	15	0	14	10	ニセコ小学校		
曾我地区の一部 (ふよう会)		48	87	47	40	3	10	0	4	12	ニセコ小学校	ニセコ医院		
SSE-29 (西富地区町民センター)	西部地区	60	116	56	60	1	6	0	2	13	ニセコ中学校			
SSE-30(ニセコ町富士見モニタリングポスト)	市街地区の一部 (本通7～9、富士見)	元町地区	133	226	99	127	11	12	1	8	23	ニセコ中学校		
		中央地区	159	254	125	129	14	12	0	7	28	ニセコ駅前温泉綺羅乃湯		
		有島地区(有島、有島1～3)	87	186	90	96	8	23	0	10	22	有島アートギャラリー		
		羊蹄地区	9	14	8	6	1	0	0	4	2	有島アートギャラリー		
		有島地区(有島の森、ニセコハイツ、ハイツ、グループホームきら里)	64	91	30	61	0	6	0	1	27	ニセコ町デイサービスセンター	ニセコハイツ生活の家	
		市街地区の一部 (本通6、有島団地、望羊団地、コーポ有島、さくら団地)	336	588	309	279	24	83	5	24	51	ニセコ高等学校		
		市街地区 (本通1～5)	220	428	202	226	7	59	1	9	52	ニセコ町民センター		
		里見地区	60	143	77	66	10	25	2	14	9	ニセコ町総合体育館		
		市街地区(本通10～11、富士見団地、本通団地、羊蹄団地、しらかば、新有島団地)	381	714	336	378	45	88	3	15	81	ニセコ町総合体育館		
SSE-32L (近藤小学校)	近藤地区	221	508	257	251	40	72	0	29	16	近藤小学校			
SSE-32M (旧宮田小学校)	福井地区	79	160	90	70	5	12	0	6	21	ニセコ中学校			
	宮田地区	72	180	95	85	12	25	2	8	17	ニセコ中学校			
計			2,695	5,031	2,544	2,487	229	580	17	466	444			

資料：北海道防災会議「北海道地域防災計画（原子力防災計画資料編）」

第6節 防護措置の事前準備

町長は、防護措置を行うにあたり、要配慮者等を把握するとともに、屋内退避施設を定め、職員の中から屋内退避誘導責任者及び施設管理責任者をあらかじめ指定する（屋内退避施設及び責任者については、図表5-3-1のとおり。）。

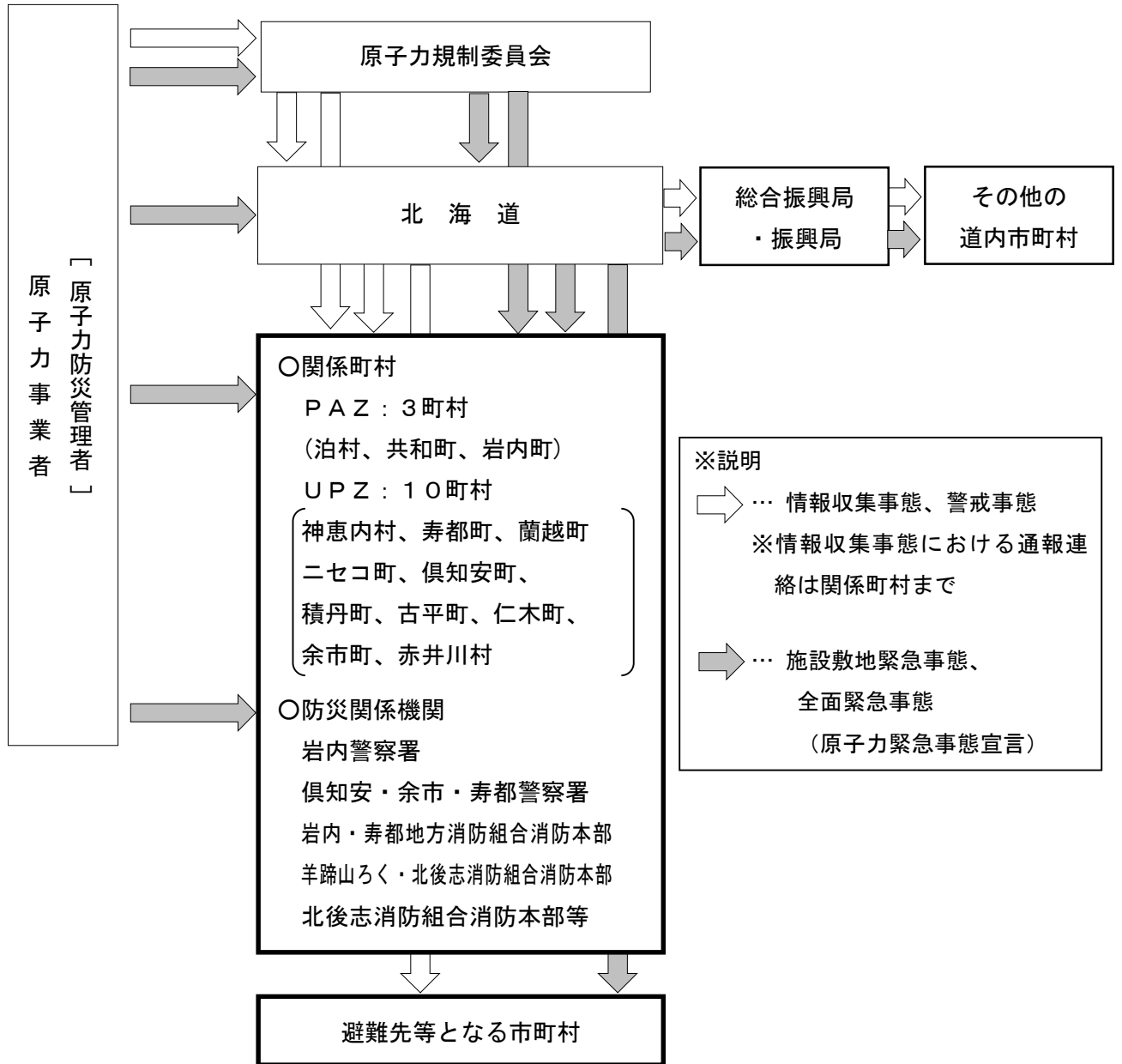
また、避難等はバス等による輸送、海上輸送、航空輸送、鉄道輸送のほか自家用車によるものとし、バス等や自家用車による避難予定者を事前に把握し、バス集合場所、避難先（一時滞在場所を含む。）を定めるとともに、あらかじめ職員の中から避難誘導責任者及び避難場所責任者を指定する（バス集合場所、避難先及び避難誘導責任者等については、図表6-2-1のとおり。）。

避難退域時検査（国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査）及び簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）に関しては、道の原子力災害医療活動実施要領に基づき実施するものとし、今後、道において原子力災害医療活動実施要領の見直しがあった場合には、その修正内容を反映させる。

第3章 緊急事態における配備体制

第1節 事故発生通報の流れ

1 緊急時（情報収集事態発生以降）における通報連絡体制



2 通報連絡手段

- (1) 原子力事業者
一般回線電話、一般回線FAX、携帯電話
 - (2) 原子力規制委員会（原子力規制事務所）
NWスピーカー、NWFAX
 - (3) 北海道・後志総合振興局
NW通信（電話、FAX、電話会議、テレビ会議）、防災携帯電話、衛星携帯電話
 - (4) 関係町村間
NW通信（電話、FAX、電話会議、テレビ会議）、防災携帯電話、衛星携帯電話
 - (5) 関係機関間
一般回線電話、一般回線FAX、携帯電話
- ※ NW=ネットワーク

第2節 各事態における配備体制及び応急活動の内容

各事態における配備体制及び応急活動の内容は、次のとおりとする。

区分	体制区分	本部設置	応急活動の内容
情報収集事態	第1非常配備体制		<p>[国及び道等との連携]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国（原子力規制委員会原子力規制庁泊原子力規制事務所）、道（道危機対策局原子力安全対策課及び後志総合振興局地域創生部地域政策課）及び原子力事業者等との連絡調整 ・町の関係する防災関係機関への連絡（道と重複連絡にならないように要調整） <p>[事故関連情報の収集]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故情報、気象情報等の収集管理 <p>[住民広報]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民等からの問い合わせ対応
警戒事態	第2非常配備体制	警戒本部の設置	<p>[国及び道等との連携]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、道、原子力事業者及び防災関係機関等との連絡調整 <p>[事故関連情報の収集]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故情報 ・緊急時モニタリング情報、気象情報の収集管理 <p>[住民広報]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故等情報に係る広報（事故情報の広報による住民等への注意喚起） ・住民等からの問い合わせ対応 ・報道機関との相互協力 <p>[緊急時モニタリング]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングへの職員の派遣（事態の進展に備えた緊急時モニタリング体制の構築）

区分	体制区分	本部設置	応急活動の内容
施設敷地緊急事態 〔原災法10条〕	第3非常配備体制	災害対策本部の設置	<p>〔国及び道等との連携〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、道、原子力事業者及び防災関係機関等との連絡調整 ・北海道現地災害対策本部（オフサイトセンター）への連絡員及び住民安全班要員の派遣 ・現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への参画 ・国への専門家の派遣要請等 <p>〔事故関連情報の収集〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故情報、緊急時モニタリング情報、気象情報の収集管理 <p>〔住民広報〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故等情報に係る広報（住民への帰宅や不要不急の外出を控えることへの要請、一時滞在者に対するUPZ外への移動の呼び掛け） ・住民等相談窓口の設置、運営 ・報道機関との相互協力 <p>〔緊急時モニタリング〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道の緊急時モニタリングへの職員派遣 <p>〔防護措置〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内退避の準備（屋内退避施設の開設準備） ・行政区域内情報の収集、町内巡視及び応急対策 ・安定ヨウ素剤の配布準備 <p>※傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など（以下「要配慮者」という。）及び園児、児童生徒（以下「生徒等」という。）については、全面緊急事態以前に屋内退避の完了を目指す。</p>
全面緊急事態 〔原災法15条〕	第3非常配備体制	災害対策本部の設置	<p>〔国及び道等との連携〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、道、原子力事業者及び防災関係機関等との連絡調整 ・北海道現地災害対策本部（オフサイトセンター）への連絡員及び住民安全班要員の派遣 ・現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への参画 ・国への専門家の派遣要請等 ・原子力被災者生活支援チームとの連携 <p>〔事故関連情報の収集〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故情報の収集管理 ・緊急時モニタリング情報、気象情報の収集管理 <p>〔住民広報〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故等情報に係る広報 ・住民等相談窓口の設置、運営 ・報道機関との相互協力 <p>〔緊急時モニタリング〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道の緊急時モニタリングへの職員派遣 <p>〔防護措置〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内退避の実施（屋内退避施設開設、住民等の受入れ） ・行政区域内情報の収集、避難誘導及び応急対策 ・緊急時モニタリング結果に応じたOILに基づく防護措置準備〔避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等）〕 ・安定ヨウ素剤の配布、服用（緊急時モニタリング結果等に基づき、安定ヨウ素剤の配付及び服用を指示） <p>※事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZ内と同様に避難等を指示</p>

第4章 広報及び指示伝達

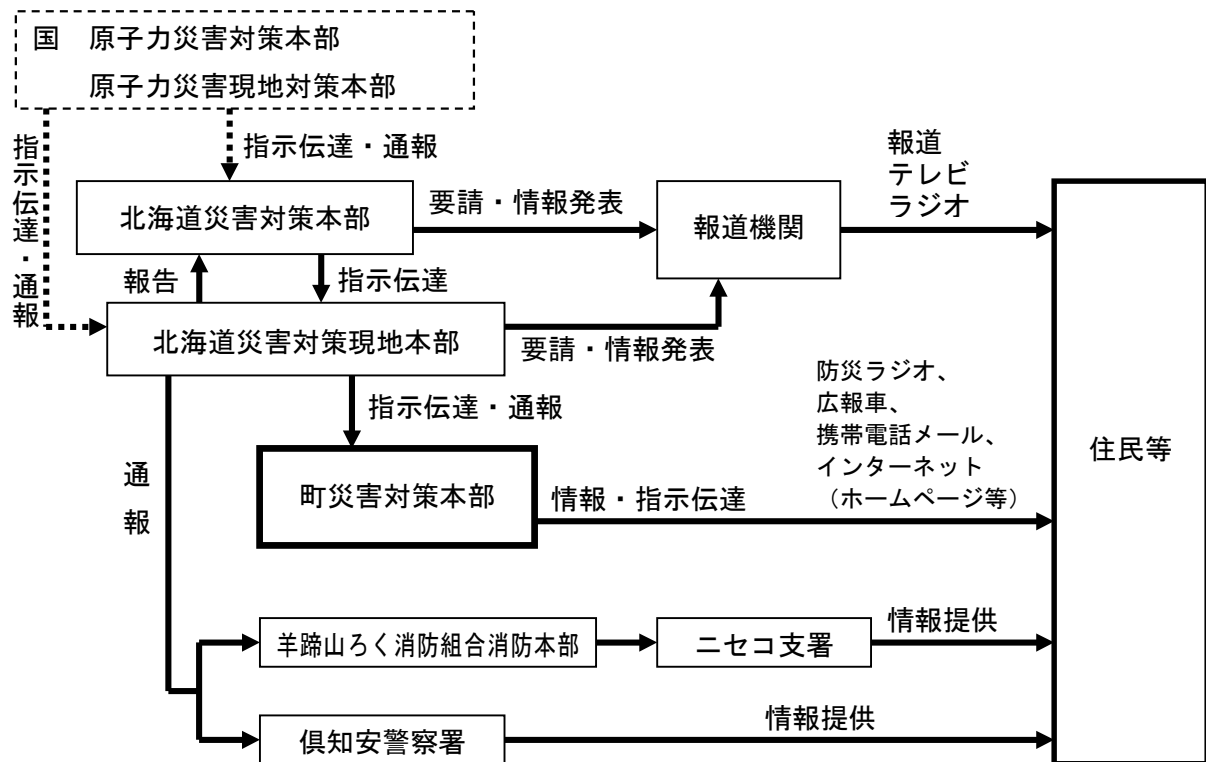
第1節 伝達手段

住民等への広報については、次により実施する。なお、防災関係機関等に対しては、下記手段のほか、電話・FAX等を活用し、確実に伝達する。

- (1) テレビ、ラジオ等の報道機関の緊急放送
- (2) コミュニティFM（防災ラジオ）による緊急放送
- (3) 広報車による巡回広報
- (4) 携帯電話等へのメール配信（そよかぜメール、緊急速報エリアメール等）
- (5) インターネットを活用した広報（町ホームページ、ツイッター、フェイスブック）

第2節 伝達経路

図表4-2-1 住民等に対する広報及び指示伝達系統図



第3節 伝達内容

町が行う住民等への広報の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 事故の概要
- (2) 泊発電所における対策状況
- (3) 災害の現況及び今後の予測
- (4) 町及び道並びに防災関係機関の対策状況
- (5) 住民等のとるべき措置及び注意事項
- (6) 避難経路における渋滞情報等
- (7) その他必要と認める事項

第5章 屋内退避

第1節 屋内退避の指示基準

屋内退避については、原子力災害対策指針で定めるEALを踏まえ、施設敷地緊急事態発生後、国や道の指示又は独自の判断により、屋内退避の準備及び屋内退避を行う。

なお、独自の判断を行う場合にあっては、住民等の被ばくリスクを低減するため、事故現場や周辺の最新情報、気象情報（風向、風速、降雨雪等）、緊急時モニタリング情報を的確に把握するなど、総合的かつ迅速に判断した上で実施する。

第2節 屋内退避の指示等

1 屋内退避の指示等

- (1) 屋内退避は、原則として住民等が自宅内にとどまるものとし、本部長は、屋内退避を決定したときは、防災関係機関（倶知安警察署、羊蹄山ろく消防組合）にその内容を伝達するとともに、協力を要請する。また、防護対策区域内の住民等に対して速やかに屋内退避をするよう指示する。
- (2) 本部長は、住民等の屋内退避に際して、次の事項を指示する。
 - ア 住民等は、原則として屋内にとどまること。
 - イ 外出者は、速やかに帰宅すること。
 - ウ 直ちに帰宅が困難な場合は、最寄りの公共施設等に退避すること。
 - エ PAZ内の住民等の避難が円滑に実施されるよう配慮すること。
- (3) 本部長は、第4章 第1節に定める広報手段を用いて、災害の現況、気象などを含めた今後の予測等必要な情報及び屋内退避に係る留意事項を広報するとともに、テレビ、ラジオ等からの情報にも留意するよう周知を図り、社会的な混乱の防止に努める。
- (4) 本部長は、町教育委員会等と連携し、生徒等を迅速かつ安全に屋内退避させる。
- (5) 本部長は、地震等により、家屋における屋内退避が困難な場合には、町内の屋内退避施設等で屋内退避させるものとし、町内の屋内退避施設等の利用が困難な場合は、隣接する市町村の避難所等の利用について、道に調整を要請する。
- (6) 本部長は、屋内退避が長期にわたることが予想される場合には、避難等の実施を検討する。
- (7) 本部長は、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、独自の判断で自然災害に対する避難の指示を行うことができる。

2 屋内退避に関する住民等への指示事項

本部長は、屋内退避を実施するときは、防護対策区域内の住民等に対して、次の留意事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

- (1) 全ての窓、換気口、扉等の開口部を閉鎖すること。
- (2) 全ての空調設備等を停止し、外気の流入を防止すること。
- (3) できるだけ窓際を離れて屋内の中央にとどまり、防災ラジオ、テレビ、ラジオ、広報車、緊急速報メール等による道又は災害対策本部からの指示、情報に留意すること。

- (4) 食料品は容器に入れ、フタをすること。なお、屋内に保管してある飲食物は摂取しても差し支えないこと。
- (5) 帰宅した人は、洗顔、手洗い及びうがいを励行すること。なお、着替えた衣服をビニール袋に保管し、他の衣類と区別をすること。
- (6) 電話による問い合わせを控えること。
- (7) 貴重品や着替え用衣類その他各自の実情に応じ、避難等に備え必要なものを用意すること。
- (8) うわさや憶測に流されず、災害対策本部からの指示に従うこと。
- (9) 飼育動物（産業動物、愛玩動物）についても、可能な限り屋内退避させること。
- (10) 地震など自然災害との複合災害時において、自然災害による差し迫った危険がある場合には、生命の安全確保を優先して対応すること。

第3節 屋内退避施設の開設、退避誘導等

屋内退避施設への退避については、自然災害により家屋が損傷するなど、家屋における屋内退避が困難な住民等を対象に、実施する。

なお、図表5-3-1に示す屋内退避施設のうち、民間施設においては、施設利用客が多数で利用できない場合は、他の公共施設等に変更するものとし、町内の施設等の利用が困難な場合は、隣接する市町村の施設等の利用について、道に調整を要請する。

1 屋内退避施設の開設、退避誘導

本部長は、屋内退避施設の開設、退避誘導等を次のとおり実施する。

- (1) 屋内退避施設の開設を決定したときは、防災関係機関（倶知安警察署、羊蹄山ろく消防組合）にその内容を伝達するとともに、協力を要請する。また、防護対策区域内の住民等に対しては、第4章第1節に定める広報手段を用いて屋内退避施設を開設したことを広報する。さらに、屋内退避施設への退避にあたって自家用車等の使用を指示する場合は、あらかじめ駐車場を周辺に確保する。
- (2) 屋内退避施設の開設を指示するときは、泊発電所との方位・距離等を考慮して屋内退避施設を指定し、退避誘導責任者等を派遣して退避者の保護にあたらせる。この場合において、退避は原則として徒歩又は自家用車等によるものとし、自家用車等を使用する場合は、別に定めるルールにより、災害対策本部からの指示に従って使用するものとする。
- (3) 屋内退避施設への退避は、職員、消防職（団）員及び警察官の誘導のもとに実施する。
また、自力で退避できない傷病者等及び要配慮者については、特に配慮する。
- (4) 防護対策区域内の住民等の退避状況の確認を、消防職（団）員及び警察官等と連携しながら行う。
- (5) 医療機関、福祉施設等要配慮者関連施設の入居者の屋内退避については、施設管理者と連携しながら行い、屋内退避施設での健康管理に十分配慮する。

2 屋内退避施設への退避に関する住民等への指示事項

本部長は、屋内退避施設へ退避する住民等に対して、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

- (1) 災害対策本部又は行政推進員等の指示を確認してから行動すること。
- (2) マスク及び外衣を着用すること。
- (3) 貴重品や着替え用衣類その他各自の実情に応じ、避難等に備え必要な物を持ち出すこと。
- (4) 電気器具のコンセントを抜き、ガス、水道（冬期間）の元栓を止めること。
- (5) 消火、消灯を確認し、窓等を閉めて施錠すること。

3 屋内退避誘導責任者のとるべき措置

- (1) 屋内退避誘導責任者は、災害対策本部から指示があった場合は、退避者の保護・確認を実施できるよう、また、災害対策本部との情報伝達手段を確保するなど、万全の体制を整える。
- (2) 屋内退避誘導責任者は、行政推進員等の協力を得て、住民等の確認を行う。
- (3) 屋内退避施設への誘導にあたっては、的確な指示及び誘導を行い、住民等の混乱の防止を図る。
- (4) 住民等の屋内退避施設への誘導が終了した場合は、屋内退避施設において施設管理責任者が実施する救護活動等に協力する。

4 施設管理責任者のとるべき措置

- (1) 施設管理責任者は、災害対策本部から屋内退避施設の開設指示があった場合は、直ちに屋内退避施設の開設を行い、災害対策本部との情報伝達手段の確保及び記載事務等が円滑に実施されるよう施設内の配置を整備するなど、万全の体制を整える。
- (2) 施設管理責任者は、次の事項を処理する。
 - ア 屋内退避施設へ受け入れた世帯数、人員等について、逐次災害対策本部へ報告するとともに、その内容を記録しておくこと。
 - イ 常に災害対策本部との緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努めること。
 - ウ 住民等に対しては、的確な情報の提供と適切な指示を行い、常に住民等の不安の除去に努めるとともに、住民等の要求の把握に努めること。
 - エ 災害対策本部が供給する必要物資は、平等かつ能率的に給付すること。
 - オ 屋内退避施設及び住民等の衛生の確保に努めること。
- (3) 施設管理責任者は、屋内退避施設を閉鎖するときは、施設内の清掃、火気の点検を行い屋内退避施設管理者の確認を受けるとともに、災害対策本部へ直ちに報告する。

5 住民等の留意事項

屋内退避施設において相互に扶助協力するとともに、屋内退避誘導責任者及び施設管理責任者の指示に従い、冷静に行動する。

6 屋内退避の解除がなされたときの措置

本部長は、屋内退避を解除した場合は、次に掲げる事項について住民等に指示する。また、必要に応じて、要配慮者等の帰宅支援を行う。

- (1) テレビ、ラジオ等による災害の情報及び防災ラジオ、広報車、緊急速報メール、インターネット等による災害対策本部からの指示伝達に留意すること。
- (2) 道が必要に応じて実施する健康調査等が迅速に処理できるよう協力すること。
- (3) 災害対策本部から直接又は行政推進員等を通じて配付される被災地住民登録票に必要事項を記載し、本部長が指定する日時までに直接又は行政推進員等を通じて町に提出すること。

図表 5-3-1 屋内退避施設

令和4年4月1日現在

方位	距離	名 称	所 在 地	電話番号	防災 計画に 指定の 有無	構 造	収容可能 人員 (人)	備考
南南東	30	ニセコ町役場	ニセコ町字富士見55番地	0136-44-2121	無	鉄筋コンクリート造	120	
南南東	30	ニセコ町民センター	ニセコ町字富士見95番地	0136-44-2234	有	鉄筋コンクリート造	520	
南南東	30	ニセコ駅前温泉 綺羅乃湯	ニセコ町字中央通33番地	0136-44-1100	有	鉄筋コンクリート造	310	
南南東	30超	近藤地域コミュニティセンター	ニセコ町字近藤258番地35	-	有	木造一部RC造	80	
南南東	30超	元町地域コミュニティセンター	ニセコ町字元町240番地	0136-44-2094	有	木造一部RC造	80	
南南東	30超	里見地域コミュニティセンター	ニセコ町字里見67番地4	-	有	木造	50	
南南東	28	ニセコ地域コミュニティセンター	ニセコ町字ニセコ138番地8	-	有	木造	50	
南南東	30	福井地区コミュニティセンター	ニセコ町字福井379番地2	-	有	木造	130	
南南東	30	西富地区町民センター	ニセコ町字西富171番地7	0136-58-2251	有		69	
南南東	28	ニセコ町曽我活性化センター	ニセコ町字曽我127番地1	-	有	鉄筋コンクリート造	90	
南南東	30	ニセコ小学校	ニセコ町字富士見1番地	0136-44-2252	有	鉄筋コンクリート造	900	
南南東	30超	近藤小学校	ニセコ町字近藤266番地	0136-44-2852	有	鉄筋コンクリート造	250	
南南東	30	ニセコ中学校	ニセコ町字富士見143番地	0136-44-2321	有	鉄筋コンクリート造	810	
南南東	30	ニセコ高等学校	ニセコ町字富士見138番地	0136-44-2224	有	鉄筋コンクリート造	960	
南南東	30	ニセコ町総合体育館	ニセコ町字富士見95番地	0136-44-2034	有	RC一部鉄骨造	520	
南南東	30	ニセコ町デイサービスセンター	ニセコ町字有島87番地4	0136-44-1950	有	鉄筋コンクリート造	140	福祉
南南東	30	ニセコ町幼児センター	ニセコ町字富士見12番地	0136-44-2700	有	鉄筋コンクリート造	490	福祉
南南東	30	有島アートギャラリー	ニセコ町字有島57番地11	0136-44-3245	無	鉄筋コンクリート造	217	
南南東	30	ニセコ町学習交流センター	ニセコ町字本通105番地10	0136-43-2155	無	鉄筋コンクリート造	46	
南南東	30	ニセコ町国際交流施設 (北海道インターナショナルスクール ニセコ校)	ニセコ町字富士見12番地	0136-55-5252	有	鉄骨造	130	福祉
		小 計	20施設				5,842	

資料：北海道防災会議「北海道地域防災計画（原子力防災計画資料編）」

(参考) コンクリート建物設置状況

令和4年4月1日現在

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	普通教室(部屋等)			給食設備の有無
	方位	距離番号				数	面積(m ²)	収容可能人員(人)	
ニセコ町	南南東	30	ニセコ町役場	ニセコ町字富士見55番地	0136-44-2121	—	3,374	120	有
	南南東	30	ニセコ町民センター	ニセコ町字富士見95番地	0136-44-2234	9	1,039	520	有
	南南東	30	ニセコ駅前温泉 綺羅乃湯	ニセコ町字中央通33番地	0136-44-1100	4	595	297	有
	南南東	28	ニセコ町曽我活性化センター	ニセコ町字曽我127番地1	—	3	182	91	有
	南南東	30	ニセコ小学校	ニセコ町字富士見12番地	0136-44-2252	20	1,192	596	有
	南南東	30超	近藤小学校	ニセコ町字近藤266番地	0136-44-2852	7	615	308	有
	南南東	30	ニセコ中学校	ニセコ町字富士見143番地	0136-44-2321	14	1,463	732	有
	南南東	30	ニセコ高等学校	ニセコ町字富士見138番地	0136-44-2224	15	1,181	591	有
	南南東	30	ニセコ町総合体育館	ニセコ町字富士見95番地	0136-44-2034	3	2,328	1,164	有
	南南東	30	ニセコ町デイサービスセンター	ニセコ町字有島87番地4	0136-44-1950	1	262	131	有
	南南東	30	ニセコ町幼児センター	ニセコ町字富士見12番地	0136-44-2700	11	942	468	有
	南南東	30	有島アートギャラリー	ニセコ町字有島57番地11	0136-44-3245	2	435	217	有
	南南東	30	ニセコ町学習交流センター	ニセコ町字本通105番地10	0136-43-2155	2	93	46	無
	計		13 施設			91	13,701	5,281	

資料：北海道防災会議「北海道地域防災計画（原子力防災計画資料編）」

第6章 避難等

第1節 避難等の指示基準

本部長は、事態の規模、時間的な推移に応じて国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は緊急時モニタリング結果、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査から、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、国及び道と連携し、避難等のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。

なお、事故現場や周辺の最新情報、気象情報（風向、風速、降雨雪等）、緊急時モニタリング情報を把握するなど、避難が必要と判断されるときは、速やかに国及び道と協議する。

第2節 避難先等

1 避難等の準備

本部長は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、又は国、道の指示等により、防護対策区域内における避難等の準備を行う。

2 避難等の指示

(1) 本部長は、あらかじめ指定された旅館又はホテル等への受入れの準備を依頼するとともに、避難所責任者を速やかに派遣し、旅館又はホテル等施設管理者等と受入体制に関する調整を図る。

なお、旅館又はホテル等へ避難等をするまでの間、一時滞在所が必要であると判断した場合は、知事又は他の市町村長に一時滞在所の設置、避難者の受入れを要請し、避難所責任者を速やかに派遣して受入市町村との連絡及び避難者の保護にあたらせる。

(2) 本部長は、避難等の実施にあたり周囲の状況等により、避難等のための立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合は、道とともに屋内退避の検討を行う。ただし、地震・暴風雪時など自然災害との複合災害が発生した場合において、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動を原子力災害に対する避難行動よりも優先させる。

3 避難等先、避難経路等

(1) 避難経路の基本的な考え方

避難等にあたっては、放射性物質の放出状況など必要に応じて緊急時に設置される避難退域時検査場所において避難退域時検査を受けた後、一時滞在所又は避難所へ移動することを基本とする。

(2) バス集合場所、避難先及び避難誘導責任者等

避難等に係る地区別のバス集合場所（自家用車避難者を除く。）、避難先（一時滞在所を含む。）、避難誘導責任者等は図表6-2-1のとおりとする。

図表6-2-1 バス集合場所、避難先及び避難誘導責任者等

避難区域名	バス集合場所	避難誘導責任者	一時滞在場所 避難先	避難所 責任者
アンヌプリ地区	いこいの湯宿いろは	別に定める	○一時滞在場所 札幌市白石区体育館 ○避難先 札幌市： 12施設（6,996人） 北広島市： 1施設（575人） ※（）は受入可能人数	別に定める
曾我地区（西山、滝台）	曾我活性化センター			
曾我地区（東山、東山ペンション村、北栄、東山の丘、メツァ）	ザ・グリーンリーフ、ニセコビレッジ			
ニセコ地区	ニセコ小学校			
曾我地区の一部（ふよう会）	ニセコ小学校			
西部地区	ニセコ中学校			
市街地区の一部（本通7～9、富士見）	ニセコ小学校			
元町地区	ニセコ中学校			
中央地区	ニセコ駅前温泉綺羅乃湯			
有島地区（有島、有島1～3）	有島アートギャラリー			
羊蹄地区	有島アートギャラリー			
有島地区（有島の森、ニセコハイツ、ハイツ）	ニセコ町デイサービスセンター			
市街地区の一部（本通6、有島団地、望羊団地、コーポ有島、さくら団地）	ニセコ高等学校			
市街地区（本通1～5）	ニセコ町民センター			
里見地区	ニセコ町総合体育館			
市街地区（本通10～11、富士見団地、本通団地、羊蹄団地、しらかば、新有島団地）	ニセコ町総合体育館			
近藤地区	近藤小学校			
福井地区	ニセコ中学校			
宮田地区	ニセコ中学校			

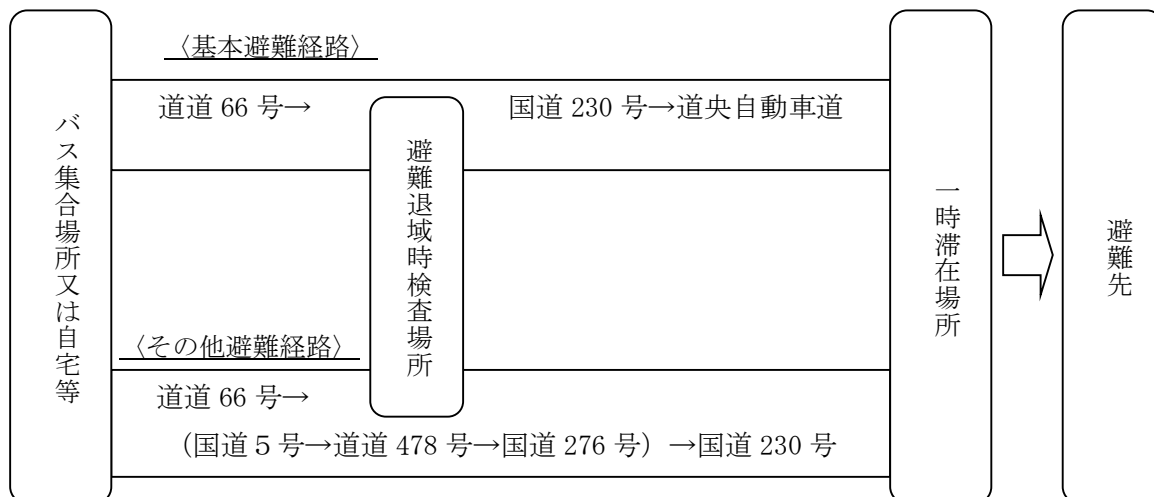
(3) 避難経路、避難退域時検査場所

バス等による避難経路は、次のとおりとする。

なお、自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定する。

また、避難退域時検査場所においては、道と連携し、避難住民等を対象とした避難退域時検査を行うとともに、汚染者の情報の収集、拭き取り等の簡易な除染等の処置及び医療機関への搬送を行う。

図表 6-2-2 避難経路



4 避難等の方法

- (1) 本部長は、避難等を決定したときは、防災関係機関にその内容を伝達するとともに協力を要請する。また、防護対策区域内の住民等に対しては、第4章 第1節に定める広報手段を用いて避難等を指示する。
- (2) 本部長は、住民等に対する避難等の措置の実施について、次により行う。
 - ア 避難等のためのバス集合場所、避難経路、避難退域時検査場所、一時滞在場所及び避難所を決定すること。
 - イ 住民等に対して地区ごとのバス集合場所に集合するよう指示すること。
 - ウ 災害対策本部の手配した車両又は自家用車等により、住民等を避難退域時検査場所及び一時滞在場所を経由して避難所（旅館又はホテル等）に移動させること。
- (3) 本部長は、住民等に対し避難等を指示するときは、避難誘導責任者等を派遣して避難者の保護にあたらせる。この場合において、住民等の集合は原則として徒歩又は自家用車等によるものとし、自家用車等を使用する場合はあらかじめ定められたルールにより、災害対策本部からの指示に従って使用するものとする。

また、避難は職員、消防職（団）員又は警察官の誘導のもとに実施する。
- (4) 本部長は、避難等の措置を実施するにあたって、自力で避難等ができない傷病者及び要配慮者については、特に留意する。
- (5) 本部長は、バス集合場所から避難所（一時滞在場所）への住民等の移動については、移動が円滑に行われるよう必要な車両等の確保に努める。

必要な車両が確保できない場合には、道に車両等の支援要請を行い、道及び道の要請に基づく防災関係機関の車両等の応援を受けて実施する。

それでもなお車両が不足した場合は、避難を必要とする地区内の乗用自動車の所有者等の協力を受ける。
- (6) 本部長は、防護対策区域外の住民等に対しては、災害の現況等必要な情報を広報し、防護対策区域内に立ち入らないよう指示するとともに、指示があるまで自主的な避難等をしていないよう徹底し、テレビ、ラジオ等からの情報にも留意するよう周知する。
- (7) 本部長は、避難地区内の住民等の避難等の確認を、消防職（団）員及び警察官等と連携

しながら行う。

- (8) 本部長は、町教育委員会等と連携し、生徒等を迅速かつ安全に避難させる。
- (9) 本部長は、医療機関の管理者と連携し、入院患者、外来患者、見舞客等を迅速かつ安全に避難等又は他の医療機関へ転院させる。また、避難所での健康管理に十分配慮する。
- (10) 本部長は、社会福祉施設等の管理者と連携し、入所者、利用者を迅速かつ安全に避難させる。また、避難所での健康管理に十分配慮する。

5 避難等に関する住民等への指示事項

本部長は、避難等を実施するときは、住民等に対して次の留意事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

- (1) 災害対策本部又は行政推進員等の指示を確認してから行動すること。
- (2) マスク及び外衣を着用すること。
- (3) 貴重品や着替え用衣類その他各自の実情に応じて必要な物を持ち出すこと。
- (4) 電気器具のコンセントを抜き、ガス、水道（冬期間）などの元栓を閉めること。
- (5) 消火、消灯を確認し、窓等を閉めて施錠すること。
- (6) 隣人にも避難等の指示を確認すること。
- (7) 自家用車等により避難等を実施する場合、交通整理を行っている警察官等の指示に従うこと。
- (8) 避難等に際しては、避難経路上の指定する場所で必ず避難退域時検査を受けること。

6 避難誘導責任者のとるべき措置

- (1) 避難誘導責任者は、災害対策本部から避難等の指示があった場合は、バス集合場所等へ速やかに移動し、住民等の保護・確認をできるように、また、災害対策本部との情報伝達手段の確保、被災地住民登録票の配付及び記載事務が円滑に実施されるよう施設内の配置を整備するなど、万全の体制を整える。
- (2) 避難誘導責任者は、バス集合場所において、行政推進員等の協力を得て、住民等の保護・確認を行い、本部長が指示した車両等に乗車させる。
- (3) 避難等の誘導にあたっては、的確な指示及び誘導を行い、住民等の混乱の防止を図る。
- (4) 避難等は、要配慮者及び生徒等を優先的に行う。
- (5) 避難誘導責任者は、住民等に対して被災地住民登録票を配付し、災害発生後の行動等必要事項を記入するよう指示する。この場合において、当該登録票は、医療措置、損害賠償等に資する資料であることを説明し、紛失又は破損のないよう併せて指示する。
- (6) 避難誘導責任者は、次の事項を処理する。
 - ア 避難等を行った地区名、世帯数、人数等について、逐次災害対策本部に報告するとともに、その内容を記録しておくこと。
 - イ 常に災害対策本部と緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努めること。
 - ウ 住民等に対しては、的確な情報の提供、適切な指示を行い、常に住民等の不安の除去に努めるとともに、要配慮者のニーズの把握に努めること。
 - エ 災害対策本部が供給する必要物資は、平等かつ能率的に給付すること。
 - オ バス集合場所等及び住民等の衛生の確保に努めること。

- (7) 住民等の避難等の誘導が終了した場合は、住民等と同様に避難等を行い、避難所において避難所責任者が実施する救護活動等に協力する。

7 避難所責任者のとるべき措置

- (1) 避難所責任者は、災害対策本部から指示があった場合は、避難所に速やかに移動し、避難所の施設管理者と受入体制に関する調整を図るとともに、住民等の保護・確認を実施できるように、また、災害対策本部との情報伝達手段の確保及び被災地住民登録票の授受及び記載事務並びに道等が実施する原子力災害医療活動等が円滑に実施されるよう施設内の配置を整備するなど、万全の体制を整える。
- (2) 避難所責任者は、被災地住民登録票を必要な住民等に配付し、災害発生後の行動等必要事項を記入するよう指示する。この場合において、当該登録票は、医療措置、損害賠償等に資する資料であることを説明し、紛失又は破損のないよう併せて指示する。
- (3) 避難所責任者は、次の事項を処理する。
- ア 避難者を受け入れた地区名、世帯数、人数等について、逐次災害対策本部に報告するとともに、その内容を記録しておくこと。
 - イ 常に災害対策本部と緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努めること。
 - ウ 住民等に対しては、的確な情報の提供、適切な指示を行い、常に住民等の不安の除去に努めるとともに、住民等の要求の把握に努めること。
 - エ 災害対策本部が供給する必要物資は、平等かつ能率的に給付すること。
 - オ 避難所及び住民等の衛生の確保に努めること。

8 住民等の留意事項

- (1) バス集合場所、一時滞在場所、避難所において相互に扶助協力するとともに、避難誘導責任者又は避難所責任者の指示に従い、冷静に行動する。
- (2) 道が必要に応じて実施する原子力災害医療活動及び健康調査等が迅速に処理できるよう協力する。
- (3) 被災地住民登録票の記載にあたって、避難誘導責任者又は避難所責任者の指示に従い、正確に記載する。

9 避難等の解除がなされたときの措置

- (1) 避難所責任者は、災害対策本部から避難等の解除の指示があった場合は、次に掲げる事項について住民等に指示する。
- ア テレビ、ラジオ等による災害の情報及び有効な通信手段による災害対策本部からの指示伝達に留意すること。
 - イ 道が必要に応じて実施する健康調査等が迅速に処理できるよう協力すること。
 - ウ 避難誘導責任者又は避難所責任者から配付された被災地住民登録票に必要事項を記載し、本部長が指定する日時までに直接又は行政推進員等を通じて町に提出すること。
- (2) 避難所責任者は、災害対策本部が手配するバス等により、避難等の要領に準じて住民等を当該地区のバス集合場所等に輸送するとともに、必要に応じて、要配慮者の帰宅支援を行う。

- (3) 避難所責任者は、避難所を閉鎖するときは、施設内の破損等の有無、火気の点検を行い避難所施設管理者の確認を受けるとともに、災害対策本部へ直ちに報告する。

第3節 要配慮者及び生徒等への対応

1 学校や幼児センターの生徒等

学校や幼児センターの生徒等の在学時に災害が発生した場合は、原則、下校させる。ただし、下校させることが困難なときは、教職員等の監督のもと、学校施設等において屋内退避を実施することとし、保護者等の迎えがあり次第、引き渡すものとする。

なお、事態が悪化し、生徒等が学校施設等に屋内退避中に避難等の指示があった場合、教職員等は、町が用意したバス等又は、国、道から支援を受けたバス等により未引き渡し生徒等とともに避難を行い、一時滞在場所で生徒等を保護者へ引き渡す。

2 診療所の入院患者、社会福祉施設の入所者

バス等による避難等が可能な診療所の入院患者及び社会福祉施設等の入所者は、各施設で所有するバス等並びに国、道から支援を受けたバス等により避難等を行う。

なお、バス等による避難等が困難な入院患者等にあつては、国や道の支援を受けた救急車等の車両並びにヘリコプターにより搬送することとなるが、搬送手段が確保されるまでの間は、当該施設又はコンクリート建物において、屋内退避を行う。

3 在宅介護高齢者、障がい者

自家用車やバス等による避難等が可能な要介護者等にあつては、自家用車及び国、道から支援を受けたバス等により避難等を行う。

なお、自家用車やバス等による避難等が困難な要介護者等にあつては、国や道の支援を受けた救急車等の車両並びにヘリコプターにより搬送することとなるが、搬送手段が確保されるまでの間は、コンクリート建物において、屋内退避を行う。

4 外国人

災害情報や避難等の防護措置情報について、主要な外国語を用いて防災ラジオ、緊急エリアメール、インターネット等を活用して広報する。

5 早期避難が困難な要配慮者の屋内退避

本部長は、避難等の指示があった区域内の住民のうち、病院や社会福祉施設に在所していることや在宅で介護を受けていること等により早期の避難等が困難な住民で、健康上の理由等から、避難等よりも一旦屋内退避を優先することが必要な場合にあつては、当該住民に対して、気密性の向上等の放射線防護対策を講じた施設又はコンクリート建物での屋内退避を指示する。

この場合、医薬品等を含めた支援物資の提供や住民の放射線防護について留意するとともに、必要に応じて職員を派遣して住民の保護にあたらせる。

また、国及び道と協議の上、屋内退避を行っている住民について、避難先での受入体制を十分に整えた後に、住民の健康状態に十分配慮しつつ、順次避難等を行う。

第4節 一時滞在者への対応

観光客等の一時滞在者については、集客施設等と協力して適切な情報提供に努め、早期の帰宅を求めることとし、早期帰宅が困難な場合は、町が指定した屋内退避施設等への屋内退避を促す。

この場合において、外国人観光客に対しては、多言語による情報伝達を行うなどの配慮を行うものとする。

第7章 感染症対策

町は、感染症の流行下での原子力災害時、北海道地域防災計画(原子力防災計画編)第3章第6節に規定する「感染症流行下での原子力災害発生時における対応方針」に基づき、道と連携して感染症対策を講ずるものとする。

第8章 安定ヨウ素剤の服用

知事は、UPZ内の住民等への安定ヨウ素剤の配付及び服用について、原子力規制委員会の判断に基づく原子力災害対策本部からの指示があった場合、避難等の対象区域を含む町村長と連携し、住民等に対し、別途定める手続きによって、安定ヨウ素剤の配付並びに服用の指示を行うこととしている。

なお、本町は避難退域時検査場所に近接しているため、緊急配付が必要となった場合、町が管理する備蓄場所から発災時に道が指定する避難退域時検査場所に搬送の上、対象住民等に順次配付を実施することとしている。

本部長は、原子力災害対策指針を踏まえ、国及び道の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用が必要となった場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用にあたっての注意を払った上で、服用すべき時期及び服用方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じる。

第9章 飲食物の摂取制限

本部長は、原子力災害対策指針に基づいたOILの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び道の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施する。

第10章 救急医療体制

原子力災害医療協力機関であるJA北海道厚生連倶知安厚生病院は、緊急時において、汚染の有無にかかわらず搬送されてきた患者に対して、一般の救急医療の対象となる傷病への対応(避難指示を受け、避難所等に避難する住民等で一般傷病者として救急診療が必要になった場合の対応を含む。)を含む初期診療をすることとされていることから、必要に応じて、住民等の一般傷病者に対する救急医療について、羊蹄山ろく消防組合と連携して対応する。

第11章 地域特性の考慮

この避難計画には、これまでの章で、原子力災害時における屋内退避や避難等について、全国全てに共通する事項に関し基本的な考え方や対応・対策を記述している。

この計画を実践的で実効性あるものにするためには、以上の共通の基本事項を踏まえつつ、地域のおかれた環境など特有な状況を考慮する必要がある。

この計画を策定するにあたって調査検討してきた、次の項目の視点を含めた内容を整理し、より具体的なかたちで反映させることとする。今後さらに検討を続けながら計画の充実を目指していくこととする。

- 1 住民等の生命と身体を守るため、災害関連死ゼロ、被ばく低減を目標として目指すこと。
- 2 地域の地理的・地形的な特徴、気象、交通・道路事情、住民の住居分布・居住形態、村落・コミュニティの生活実態などの特徴及び実情を反映させること。
- 3 災害時の対応は、通信回線の故障、情報が適宜に入らない、悪天候により避難等が困難な場合なども想定し、町独自に事故の状況を判断し、住民等が安全に屋内退避や避難等ができる体制を整えること。
- 4 次の項目について事前に準備するなど、災害時の対応に万全を期すこと。
 - (1) 災害時の情報の収集と通信手段の確保、周辺町村等との連絡体制の確立を図り、情報を基にした緊急時モニタリングの実施と住民に対する迅速な情報提供活動
 - (2) 災害対策本部の配置計画、気象や道路状況の判断基準、避難方向や避難路の選択、交通手段、避難状況の把握方法等の確立
 - (3) 日常的な住民のコミュニケーション活性化による地域活動の促進
 - (4) 原子力災害、放射線の危険性、被ばく回避方法などについて、理解を深めるための学習会・講演会・研修会などの実施及び住民向け冊子の発行
 - (5) 住民参加による地域ぐるみの避難訓練の実施
 - (6) 要配慮者（傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦）、生徒等、病院、介護施設など、援助を必要とする住民に対する特別の配慮
 - (7) 細胞分裂が活発な胎児、乳児、幼児、子どもが、大人に比べ放射線に何倍も敏感であること、それゆえに特別の防護措置が重要であること。
 - (8) 住民の要望、宿泊や観光など一時滞在施設の意見などの反映
- 5 町独自の避難等の判断は、町長の決断によることから、町職員向けマニュアルとともに、町長向けマニュアルを別途作成し、1年に1回以上の学習会などを通じて、原子力災害避難計画の内容を理解し、実践できるように徹底すること。
- 6 町独自の避難等の判断基準の詳細は別途定めること。
- 7 この章の内容については、必要に応じて計画本編とともに見直すとともに、新たな知見や最新の情報を反映できるよう継続的に改善に努めること。

資料編

別添 1 「緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて」

※当該資料は、原子力災害対策指針で定める「各緊急事態区分を判断する EAL の枠組み」であり、今後改定に合わせて差し替えていくものである。なお、泊発電所 1、2、3号機については、原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「炉規法」という。）第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合するまでの間は、次の 1. に該当する。

1. 実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉用及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（施設が炉規法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する施設であって、照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの。

警戒事態を判断する EAL※	緊急事態区分における措置の概要
①使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ②当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合 ③当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合 ④東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合 ⑤オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ⑥その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

※ ④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。

施設敷地緊急事態を判断する EAL	緊急事態区分における措置の概要
①使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 m の水位まで低下すること。 ②原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ③その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断する EAL	緊急事態区分における措置の概要
①使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ②原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ③その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断する EAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>①原子炉の運転中に原子炉保護回路の 1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉が停止できないこと、若しくは停止したことを確認できないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>③原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p> <p>④非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 15 分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が 3 時間以上継続すること。</p> <p>⑤原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑥使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑦原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑨重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑩燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑪当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合</p> <p>⑫当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合</p> <p>⑬オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合</p> <p>⑭当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）</p> <p>⑮その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

施設敷地緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
<p>①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>③全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 30 分間分以上継続すること。</p> <p>④非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 5 分間以上継続すること。</p> <p>⑤原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>⑥使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑦原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑫燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑬原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

全面緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
<p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 1 時間以上継続すること。</p> <p>⑥全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分間以上継続すること。</p> <p>⑦炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度</p>	<p>P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

を検知すること。

- ⑧蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。
- ⑨使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 m の水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
- ⑩原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。
- ⑪燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。
- ⑫原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。
- ⑬その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

別添2「OILと防護対策について」

※当該資料は、原子力災害対策指針で定める「OILと防護措置」であり、今後改定に合わせて差し替えていくものである。

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※ ¹			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ※ ²)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線: 40,000cpm※ ³ (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線: 13,000cpm※ ⁴ 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※ ⁵ の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ※ ²)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限※ ⁹	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※ ⁶ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ※ ²)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※ ⁷	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※ ⁸	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

※¹ 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※² 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※³ 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。

他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※⁴ ※³と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※⁵ 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば、野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

※⁶ 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※⁷ その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。

※⁸ 根菜、芋類を除く野菜類が対象

※⁹ IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

資料1 関係法令

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号、令和3年5月20日一部改正）

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする日本の法律

(2) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、平成29年7月14日一部改正）

原子力災害の特殊性に鑑み、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする日本の法律

資料2 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の抜粋

◇ 災害対策基本法第5条第1項（地域防災計画）

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

◇ 災害対策基本法第60条（市町村長の避難の指示等）

第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

◇ 原子力災害対策特別措置法第5条（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第4条第1項及び第5条第1項の責務を遂行しなければならない

（注：災害対策基本法第4条第1項は都道府県の地域防災計画、第5条第1項は上記参照）

◇ 原子力災害対策特別措置法第 10 条（原子力防災管理者の通報義務等）

第 10 条 原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、内閣府令・原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令）及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長並びに関係周辺都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

◇ 原子力災害対策特別措置法第 15 条（原子力緊急事態宣言等）

第 15 条 原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第 3 項の規定による指示の案を提出しなければならない。

(1) 第 10 条第 1 項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合

(2) 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。

(1) 緊急事態応急対策を実施すべき区域

(2) 原子力緊急事態の概要

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、第 1 号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し周知させるべき事項

3 内閣総理大臣は、第 1 項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、前項第 1 号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第 60 条第 1 項及び第 6 項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

資料3 用語の説明

用語等	説明
安定ヨウ素剤	<p>放射性ではないヨウ素をヨウ化カリウムの形で製剤したもの。原子力発電所等の事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に濃集し、甲状腺組織内で一定期間放射線を放出し続ける。その結果甲状腺障害が起こり、甲状腺がんや甲状腺機能低下症を引き起こす。これらの障害を防ぐために、放射性ヨウ素を取り込む前に甲状腺をヨウ素で飽和しておくのが安定ヨウ素剤服用の目的である。安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素の摂取による内部被ばくの低減に関してのみ効果があり、体内に放射性ヨウ素を取り込んだ後、服用しても効果はない。</p>
屋内退避	<p>原子力災害時に、一般公衆が放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避することをいう。屋内退避は、通常的生活行動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易である等の利点がある。建屋の有する遮へい効果は木造よりもコンクリート造の方が高い。有効な防護対策のためには屋内の気密性等が重要である。</p>
オフサイトセンター	<p>(緊急事態応急対策等拠点施設)</p> <p>オフサイトセンターは、原子力災害発生時に避難住民等に対する支援など様々な応急対策の実施や支援に関係する国、都道府県、市町村などの関係機関などが一堂に会して情報を共有し、指揮の調整を図る拠点となる施設。北海道においては北海道原子力防災センターを地域における原子力防災の拠点として指定している。</p>
確定的影響	<p>大量の放射線を受けた結果現れる、目に見えやすい人体への影響。受けた放射線の量が多いほど症状が重くなるような障害。症状の現れ方には個人差があるが、同じ程度の線量の放射線を浴びた人には、同じような症状が現れる。確定的影響には、急性の骨髄障害（白血病）、胎児発生の障害（精神遅延、小頭症）、白内障などが含まれる。</p>
確率的影響	<p>低い線量の放射線を受けた結果現れる人体への影響で、受けた放射線の量に比例して障害発症の確率が増えると仮定されている。確定的影響のように、直ちに影響が出るわけではなく、個人差もある。白血病は約5年、乳がんは約10年後などに症状が現れるため、晩発生障害といわれている。がんなどの発症はほかの原因と区別し、被ばくと障害の因果関係を証明することが難しいため、放射線の影響はしばしば否定される。</p>
外部被ばく	<p>身体の外側から放射線（アルファ線、ベータ線、ガンマ線、中性子線）を受けることをいう。</p> <p>放射線を発生するものは、天然又は人工の放射性核種、放射線発生装置（医療用のX線、各種加速器）などがある。原発事故の場合は、空气中に浮遊する放射性微粒子や地上に降下・沈着した放射性物質から被ばくする。</p>

用語等	説明
原子力災害医療	<p>原子力災害や放射線事故により被ばくした者あるいは汚染を伴う傷病者に対する医療活動のこと。避難した住民、発災事業所従業員などを対象に、放射線被ばくや放射性物質による汚染について医療処置を行う。発災事業所内での救護施設、近傍の医療機関、住民の避難所に設けられた救護所などで行われる初期被ばく医療と、地域の基幹的な病院で行われるより専門的な二次被ばく医療、さらに専門的な三次被ばく医療の三段階で構築され、必要に応じて柔軟に使い分ける。被ばく医療を行う医療機関は、地方自治体又は国にあらかじめ指定される。通常の医療に加え、被災者の放射線学的サーベイ、放射性物質による汚染の除去、被ばく線量の推定などを行う必要がある。</p>
警戒事態	<p>泊村において震度6弱以上の地震が発生した場合、泊村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合、又は原子力施設で事故が発生し、その時点では公衆への放射線による影響やおそれが緊急なものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある段階</p>
原子力災害	<p>原子力災害特別措置法では、原子力緊急事態により国民の生命、身体及び財産に生じる被害</p>
原子力緊急事態	<p>原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態</p>
原子力災害対策指針	<p>原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するために定めるもので、国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするを目的としている。この目的を達成するため、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、以下の基本的な考え方を踏まえ、専門的・技術的事項等について定めるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民の視点に立った防災計画を策定すること。 ○災害が長期にわたる場合も考慮して、継続的に情報を提供する体系を構築すること。 ○国際原子力機関（IAEA：International Atomic Energy Agency）の安全基準等の最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう見直しを行うこと。
施設敷地緊急事態	<p>（原災法第10条に基づく特定事象）</p> <p>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化と、主にPAZ内において、基本的に全ての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、災害時要援護者等を対象とした避難を実施しなければならない。</p>

用語等	説明
シーベルト (記号は Sv)	<p>人体が放射線を受けたとき、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。放射線の種類によって人体が受ける影響が異なるため、それを考慮して決められる被ばく量を表す(等価線量も参照)。</p> <p>日本人が自然界から受ける放射線量は、年間1人当たり平均1.5mSv程度(世界平均2.4mSv)</p> <p>単位は、1 Sv (シーベルト) = 1,000mSv (ミリシーベルト) = 1,000,000 μ Sv (マイクロシーベルト)、1 mSv = 1,000 μ Sv</p>
実効線量	<p>人体が放射線を受けたときの影響は、臓器や組織によって感受性が異なるため、それを考慮し、臓器ごと組織ごとの影響(シーベルトにある係数を掛けた値)を全て足し合わせ、全身が被ばくしたとして求めた、被ばくの影響を表す量</p>
除染	<p>身体や物体の表面に付着した放射性物質を除去するあるいは付着した量を低下させることを除染という。</p> <p>除染対象物によりエリアの除染、機器の除染、衣料の除染、皮膚の除染などに分けられる。物の除染には浸漬、洗浄、研磨などが行われ、除染剤には合成洗剤、有機溶剤などが用いられる。また、身体の皮膚の汚染には、中性洗剤、オレンジオイルなどが用いられる。</p>
避難退域時検査	<p>OILに基づく防護措置としての避難等の際に、避難や一時移転される方の汚染状況等を確認することを目的として実施される検査。</p> <p>検査の結果、OIL4以下でない住民、40,000cpm (β線)以下でない車両及び携行物品には簡易除染を行う。</p>
全面緊急事態	<p>(原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言)</p> <p>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。PAZ内において、基本的に全ての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内においても、PAZ内と同様に避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。</p>
等価線量	<p>人体の組織や臓器に対する放射線影響が放射線の種類やエネルギーによって異なるため、組織や臓器が受けた吸収線量を補正したものである(単位は、シーベルト)。</p>
内部被ばく	<p>身体内に取り込んだ放射性物質からの放射線により臓器や組織が被ばくすること。放射性物質を体内に取り込む経路には、放射性物質を含む空気の吸入摂取、水、食物など経口摂取、皮膚表面からの経皮吸収がある。体内に取り込まれた放射性物質は種類により、長期にとどまるものと短期に排出されるものがある。例えば、甲状腺にはヨウ素が、骨にはストロンチウムが蓄積されるなど。</p>

用語等	説明
ベクレル (記号は Bq)	放射能の量を表す単位のこと。1 ベクレルは、1 秒間に1 個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射能の強さ、又は量を表す。
放射性物質	放射線を出す能力を放射能といい、放射能を持っている原子（放射性核種という。）を含む物質を一般的に放射性物質という。また、個々の核種を限定しない場合は、放射性核種のことを総称して放射性物質ということもある。放射性物質、放射線及び放射能の関係は、「電灯」が放射性物質に、電灯から出る「光線」が放射線に、そして電灯の「光を出す能力」と「その強さ（ワット数）」が放射能にあたる。
放射線	ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子（アルファ粒子、ベータ粒子など）や高いエネルギーを持った電磁波（ガンマ線）、加速器などで人工的に作り出された X 線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのこと。
モニタリング	本計画では、原子力施設内や周辺地域における放射線の線量あるいは放射性物質の濃度を測定・監視すること。平常時から行う平常時環境放射線モニタリングと、原子力災害時に行う緊急時環境放射線モニタリングがある。
予測線量	放射性物質又は放射線の放出量予測、気象情報予測等を基に、何の防護対策も講じない場合に、その地点にとどまっている住民が受けると予測される線量の推定値のこと。
E A L	(Emergency Action Level : 緊急時活動レベル) 原子力発電所において事故が発生した場合、緊急事態の深刻さを観測ないし推測し、どの緊急事態区分に属するかを判断するために用いられる段階（レベル）。観測可能な基準と施設の状態について事前に定められている。
O I L	(Operational Intervention Level : 運用上の介入レベル) 防護措置導入の判断に用いられる観測値などより求めた段階（レベル）。O I L は、事故の態様、放出放射性核種の別、気象条件、被ばくの経路（外部、吸入、摂取）等を仮定して、包括的判断基準（個々の防護措置の実施によって予想される線量あるいは既に受けてしまった線量によって表される判断基準）に相当する計測可能な値として導き出される。O I L としては、空間線量率、表面汚染密度、空気中放射性物質濃度など様々な値が用いられる。
P A Z	(Precautionary Action Zone : 予防的防護措置を準備する区域) 福島第一原子力発電所事故を踏まえ、「防災対策を重点的に実施する区域」として新たに設置された区域。急速に進展する事故を考慮し、人体への重篤な確定的影響等を回避するため、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置（避難等）を準備する区域をいう。「原子力施設からおおむね 5 km」の範囲を目安としている。

用語等	説明
UPZ	<p>(Urgent Protective Action Planning Zone : 緊急防護措置を準備する区域)</p> <p>福島第一原子力発電所事故を踏まえ、「防災対策を重点的に実施する区域」として新たに設置された区域。国際基準等に従って、確率的影響のリスクを低減するため、環境モニタリング等の結果を踏まえた運用上の介入レベル（OIL）、緊急時活動レベル（EAL）等に基づき、屋内退避、安定ヨウ素剤の配布、服用等を準備する区域をいう。「原子力施設からおおむね30km」の範囲を目安としている。</p>

ニセコ町原子力災害避難計画

沿革	平成 26 年 (2014 年)	3 月 7 日	ニセコ町退避等措置計画	策 定
	平成 31 年 (2019 年)	3 月 1 5 日	改 定	(原子力災害避難計画に名称変更)
	令和 3 年 (2021 年)	4 月 1 4 日	改 定	
	令和 4 年 (2022 年)	2 月 2 8 日	改 定	
	令和 5 年 (2023 年)	2 月 2 2 日	改 定	

ニセコ町地域防災計画 (原子力災害避難計画)

発 行 : 令和 6 年 (2023 年) 2 月

発 行 人 : ニセコ町

(事務局) ニセコ町役場総務課

電 話 : 0136-44-2121

F A X : 0136-44-3500

